

永平寺町子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第29号

永平寺町子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町子どもの医療費助成に関する条例施行規則(平成18年永平寺町規則第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 公的医療保険の被保険者又は被扶養者であることを確認できるもの

第3条第4号中「預金通帳」の次に「、キャッシュカード等振込先を確認できるもの」を加える。

第7条第1項第3号中「条例第8条の被保険者証又は組合員証」を「公的医療保険の被保険者又は被扶養者であることを確認できるもの」に改め、同項第5号中「預金通帳」の次に「、キャッシュカード等振込先が確認できるもの」を加える。

様式第1号中「社会保険法による被保険者証又は組合員証」を「公的医療保険の被保険者又は被扶養者であることを確認できるもの」に改め、「金融機関の通帳」の次に「やキャッシュカード等」を加える。

様式第2号中「被保険者証(又は組合員証)」を「公的医療保険の被保険者又は被扶養者であることを確認できるもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された受給者証の有効期間までは、この規則の施行後も、なおその効力を有する。